



2024年度第5回食・消費者委員会を開催しました！

千葉県生協連では、毎年千葉県が食品衛生法に基づき策定する食品衛生監視指導計画(案)へ、意見を提出しています。今年度も事前学習として、2月19日(水)開催の2023年度第5回食・消費者委員会において、千葉県健康福祉部衛生指導課 食品衛生監視班 班長 小野寺功さん、主査 坂倉 佳佑さん、副主査 柴田大輔さんから「令和7年度千葉県食品衛生監視指導計画(案)」と令和6年度の実施状況についてご説明いただきました。講師を含み、9人が参加しました。



講師：柴田 大輔さん

◆令和7(2025)年度千葉県食品衛生指導計画(案)について

初めに講師の柴田さんから、令和7年度千葉県食品衛生監視指導計画(案)における重点や昨年度の計画からの変更点など、その特徴などについてご説明いただきました。

今年度の特徴として機能性表示食品と特定保健用食品の健康被害情報の提供義務が追加されたこと、また重点監視事項として例年と同じく、食中毒予防対策、表示の適正化、集団給食施設の衛生管理などが挙げられている点などをご説明いただきました。監視指導の実施体制や食品の収去検査についてもご説明いただき「この計画は千葉県としての特性を考慮し、安全・安心な食品の提供を目指している」と話されました。説明の最後に、新たな試みとして、最近増加しているアニサキスによる食中毒の予防啓発動画を紹介していただきました。



班長：小野寺 功さん

その後の意見交換では、食品衛生法や表示法の改正後の事業者の対応状況、「食べ残しの持ち帰り促進ガイドライン」、機能性表示食品の製造施設に対する立ち入り検査や違反食品の回収・廃棄の確認方法などについての質問に対し、丁寧にご説明くださいました。また、輸入食品の地方自治体での監視状況、健康食品の製造管理体制についてもお話しいただきました。生協連からは、最近発生した真空パック形態のレトルト食品と要冷蔵食品の保存方法の誤認による食中毒事故や、高齢者へのリステリア菌による食中毒防止の啓発などについて、積極的な注意喚起や啓発をお願いし、受け止めていただきました。

終了後の委員会では、生協連の意見書の内容と提出までの手順を確認しました。 以上